

④厚生年金等の保険料や年金額の計算に使う賃金の上限の引上げ

厚生年金等の保険料や年金額の計算に使う賃金の上限を月65万円から75万円に引き上げます。
(2027年9月～68万円、2028年9月～71万円、2029年9月～75万円に段階的に引き上げ)

- ★賃上げが行われる中で、賃金が月65万円を超える方に、賃金に応じた保険料を負担いただき、これまでよりも、現役時代の賃金に見合った年金を受け取れるようにします。
- ★さらに厚生年金全体の給付水準が上昇します。 ※賃金月65万円以下の方の保険料は変化しません。

【例】賃金月75万円以上の方の保険料と年金額の変化

	保険料（本人負担）の変化 事業主が同額を負担します	年金額の変化
月75万円以上の方	+月9,100円 (社会保険料控除を考慮すると +月約6,100円) 月59,500円 ⇒ 月68,600円 (65万円の9.15%) (75万円の9.15%)	10年該当すると +月約5,100円 (終身) (年金課税を考慮すると +月約4,300円)

※社会保険料控除、年金課税は、一定の前提を置いて試算しています。

⑤その他の見直し（公的年金・私的年金）

こどもの加算などの見直し（2028年4月から）

見直し① 年金を受給しながら、こどもを育てている方への加算を充実します。

【現行】	老齢年金	障害年金	遺族年金
厚生年金	第1,2子 234,800円 第3子以降 78,300円	子の加算 なし	子の加算 なし
基礎年金	子の加算 なし	第1,2子 234,800円 第3子以降 78,300円	第1,2子 234,800円 第3子以降 78,300円

【見直し後】	老齢年金	障害年金	遺族年金
厚生年金	こども一人あたり 281,700円	こども一人あたり 281,700円	こども一人あたり 281,700円
基礎年金	こども一人あたり 281,700円	こども一人あたり 281,700円	こども一人あたり 281,700円

基礎年金と厚生年金を両方受給している場合は厚生年金のみに加算が付きます。

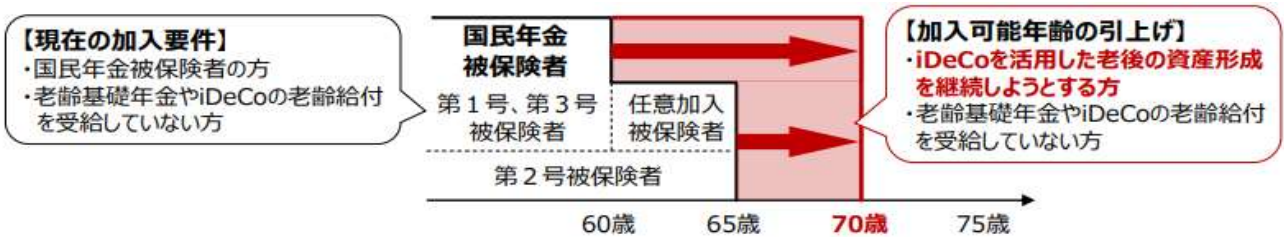
見直し② 女性の社会進出や共働き世帯の増加を踏まえて、年下の配偶者を扶養している場合のみ支給される老齢厚生年金の配偶者の加算を見直します。
(現行408,100円⇒見直し後367,200円、既受給者は現行の額のまま)

脱退一時金の見直し（4年以内に実施）

- 脱退一時金とは、日本への滞在期間が短く、老齢年金を受け取れない外国人に一時金を支給するものです。
- 見直し① 再入国許可付きで出国した外国人には、許可の有効期間内は脱退一時金を支給しないこととします。
 - 見直し② 脱退一時金の支給上限を5年から8年に引き上げます。

iDeCoの加入可能年齢の上限引上げ（3年以内に実施）

働き方に関わらず、70歳になるまでiDeCoに加入し、老後の資産を形成できるようにします。



※iDeCoの拠出限度額の上限は、今後第1号被保険者が月7.5万円に、第2号被保険者が月6.2万円に引き上げられる予定です。

企業型DCの拠出限度額の拡充（3年以内に実施）

企業型DCの加入者が、事業主の拠出に上乗せして拠出できる加入者掛金（マッチング拠出）について、事業主掛金の額を超えないという制限を撤廃し、拠出限度額の枠を十分に活用できるようにします。

※企業型DCの拠出限度額は、現行の月5.5万円から月6.2万円に引き上げられる予定です。

企業年金の運用の見える化（5年以内に実施）

企業年金の運営状況の情報を厚生労働省がとりまとめて公表することにより、他社との比較や分析を行えるようにし、加入者等の最善の利益のために運営を改善できるようにします。

KAWANO PRESS

令和7年

8月1日発行

No. 97

発行元：

(有)ユービーシー経営

河野会計事務所

〒755-0036

宇部市北琴芝 1-6-10

Tel: 0836-33-6717

Fax: 0836-33-6753

Mail: info@ubc-net.com

URL: http://ubc-net.com

年金制度改正

令和7年6月13日に年金制度改正法が成立しました。

年金制度改正法は、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化を図る観点から、働き方や男女の差等に中立的で、ライフスタイルや家族構成の多様化を踏まえた年金制度を構築するとともに、所得再配分の強化や私的年金制度の拡充等により、高齢期における生活の安定を図るため、被用者保険の適用拡大、在職老齢年金制度の見直し、遺族年金の見直し、標準報酬月額の上限の段階的引上げ、iDeCoの加入可能年齢の引上げ、将来の基礎年金の給付水準の底上げ等の措置を講じます。



年金制度の改正内容

①社会保険の加入対象の拡大

中小企業の短時間労働者などが、厚生年金や健康保険に加入し、年金の増額などのメリットを受けられるようにします。

②在職老齢年金の見直し

年金を受給しながら働く高齢者が、年金を減額されにくくなり、より多く働けるようになります。

③遺族年金の見直し

遺族厚生年金の男女差を解消し、こどもが遺族基礎年金を受け取りやすくします。

④保険料や年金額の計算に使う賃金の上限の引上げ

一定以上の月収のある方に、賃金に応じた保険料を負担いただき、現役時代の賃金に見合った年金を受け取りやすくします。

⑤その他の見直し

こどもの加算などの見直し、脱退一時金の見直しを行います。iDeCoに加入できる年齢の上限引上げなど私的年金の見直しを行います。



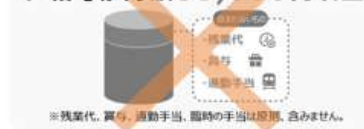
①社会保険の加入対象の拡大

見直し① 短時間労働者の加入要件の見直し

●賃金要件の撤廃：いわゆる年収106万円の壁がなくなります

全国の最低賃金の引上げの状況を見極めて、**3年以内に廃止**します。

✓ 給与が月額88,000円以上



●企業規模要件の撤廃：働く企業の規模にかかわらず加入するようになります

現在の対象(51人以上の企業)から、**10年かけて**段階的に対象の企業を拡大します。

51人以上の企業	36人以上の企業	21人以上の企業	11人以上の企業	10人以下の企業
現在の対象	2027年10月から	2029年10月から	2032年10月から	2035年10月から

※左記の時期を待たずとも労使合意に基づき加入することも可能です。

見直し② 個人事業所の適用対象の拡大（フルタイム労働者を含めた加入対象の拡大）



★社会保険の加入拡大の対象となる短時間労働者への支援★（2026年10月から）

- ・企業規模要件の見直しなどにより新たに社会保険(厚生年金・健康保険)の加入対象となる短時間労働者に対し、3年間事業主の追加負担により、社会保険料の負担を軽減できる特例的な措置を実施します。
- ・事業主が追加負担した保険料について、その全額を制度全体で支援します。

月額賃金（標準報酬） （年額換算）	8.8万 （106万）	9.8万 （118万）	10.4万 （125万）	11万 （132万）	11.8万 （142万）	12.6万 （151万）	13.4万 （161万）
労働者の負担 （3年目は軽減割合を半減）	本来の負担の 25/50	本来の負担の 30/50	本来の負担の 36/50	本来の負担の 41/50	本来の負担の 45/50	本来の負担の 48/50	本来の負担の 50/50

※労使合意に基づき任意に社会保険を適用する場合でも上記の支援措置を活用できるようにします。

★事業主への支援★

社会保険の加入にあたり労働者の収入を増加させる事業主への支援、加入拡大に関する事務の支援や生産性向上等に資する支援を検討しています。

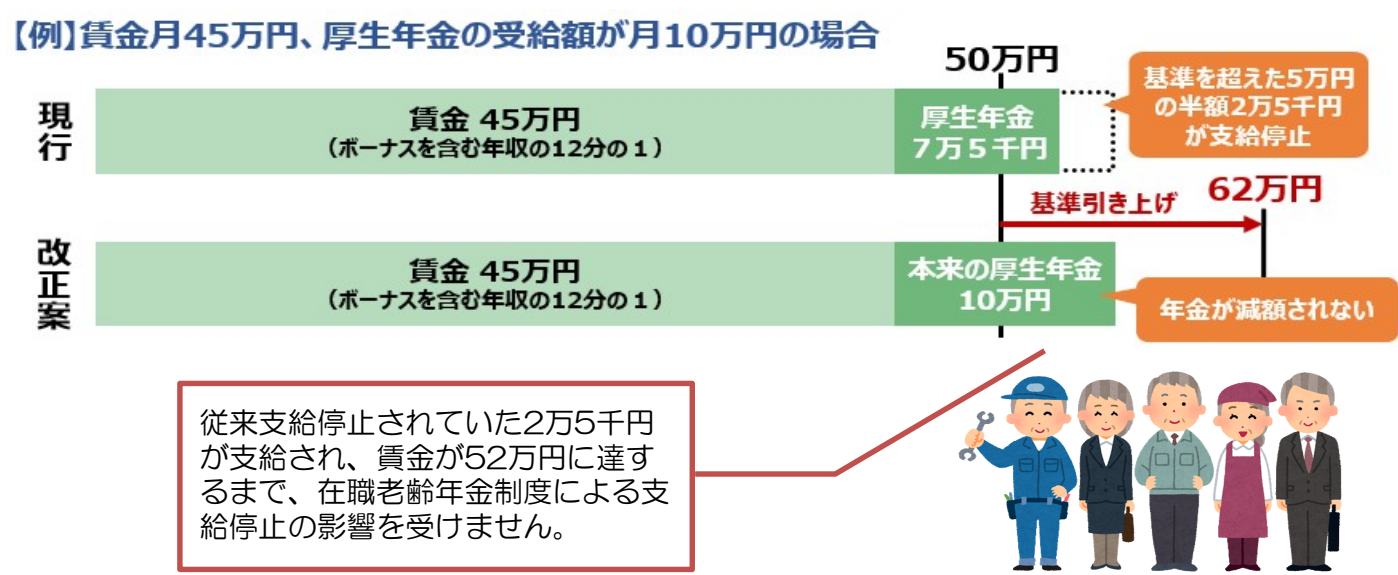
②在職老齢年金制度の見直し

年金を受給しながら働く高齢者の賃金と老齢厚生年金の合計が基準を超えた場合、老齢厚生年金が減額されます。この基準を月50万円から62万円に引き上げます。（2026年4月から）

★年金を受給しながら働く高齢者が、保険料負担に応じた本来の年金を受給しやすくなり、年金の減額を意識せず、より多く働けるようになります。（新たに約20万人が年金を全額受給できるようになります。）

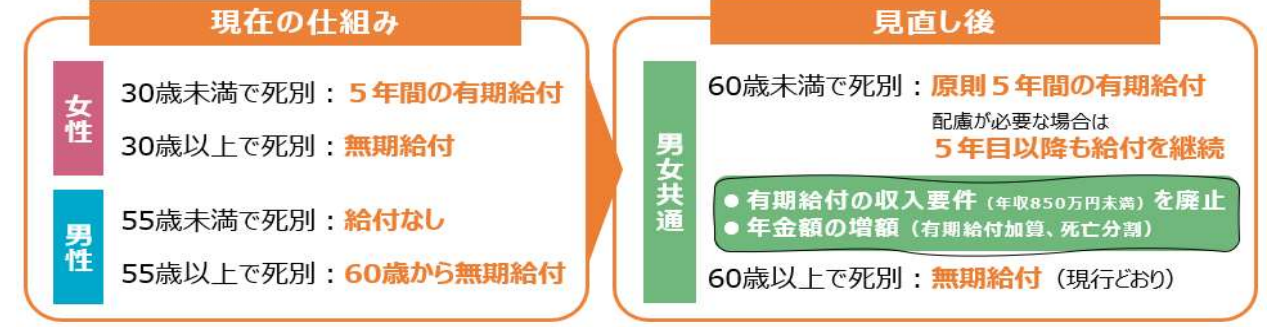
★これにより、一部の業界で指摘される高齢者の働き控えを緩和し、人手不足の解消につなげます。

※この見直しは、厚生年金全体の将来の給付水準を下げる影響がありますが、今回の制度改革全体では給付水準は向上します。



③遺族年金の見直し

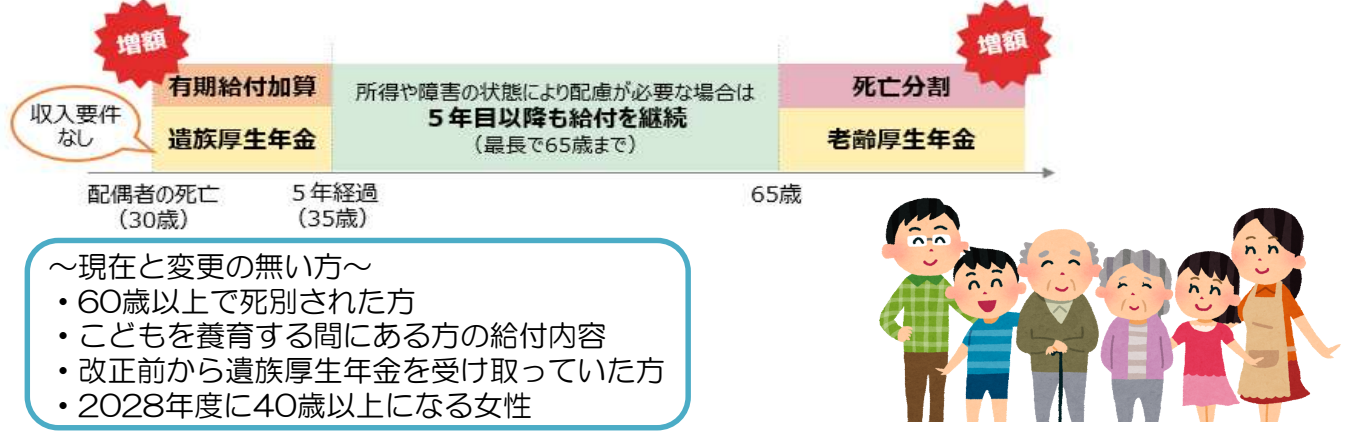
見直し① 女性の就業率の向上などに合わせて、遺族厚生年金の男女差を解消します。
（男性は2028年4月から実施、女性は2028年4月から20年かけて段階的に実施）



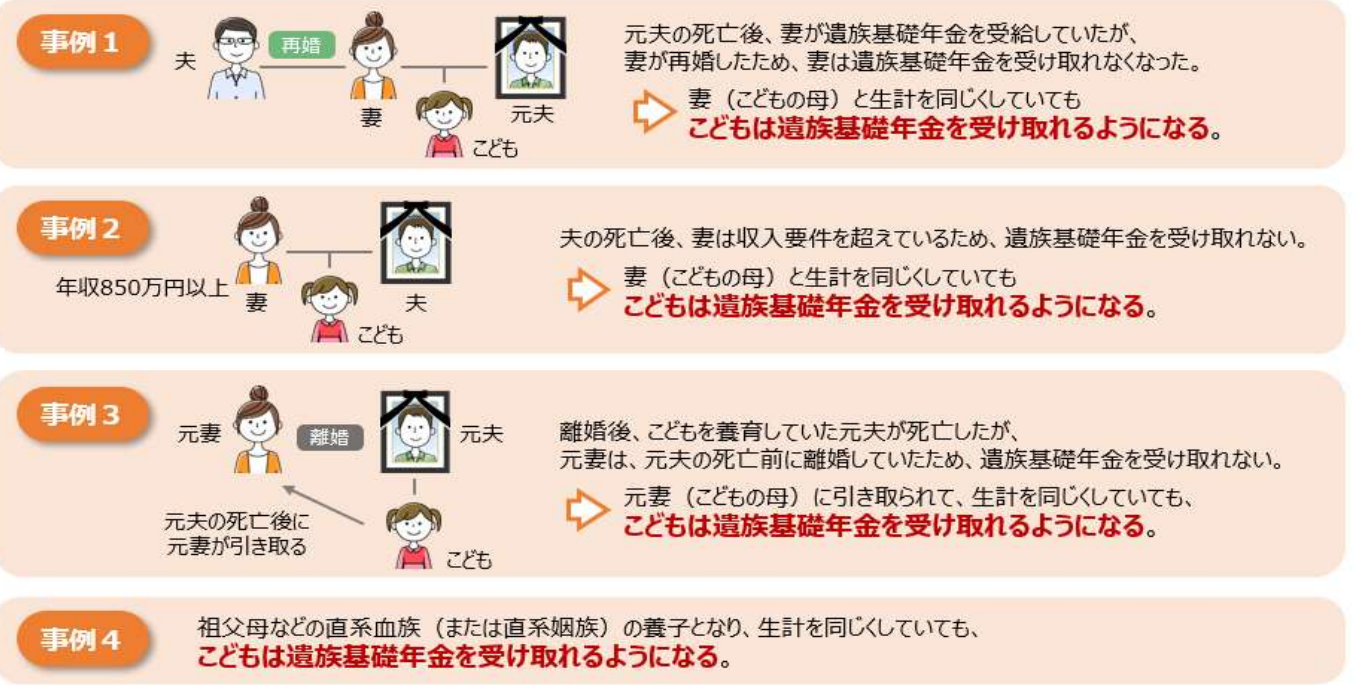
※いずれも、こどものいない場合（こどもとは、18歳になった年度末まで又は、障害の状態にある場合は20歳未満の方をいいます）

こどもがいる場合は、上記年齢を超えるまでは現行制度と同様。超えた後から原則5年の加算によって増額された有期給付＋継続給付となる。

【例】こどものいない方が30歳で配偶者を亡くした場合（男女共通）



見直し② 父又は母と生計が同一でも、こどもが遺族基礎年金を受け取れるようにします。
※父又は母が遺族基礎年金を受け取れない場合（2028年4月から実施）



※父又は母：直系血族または直系姻族であって、子と養子縁組した場合を含む。

※こども：18歳になった年度末まで又は障害の状態にある場合は20歳未満の方。

※上記例において、妻が死亡して夫が貰う場合でも同様。